

西多行監報第3号
令和2年2月3日

西脇多可行政事務組合議会議長
西脇多可行政事務組合管理者 様
西脇多可行政事務組合公平委員会

西脇多可行政事務組合
監査委員 高瀬 英夫
同 美土路 祐子

令和元年度西脇多可行政事務組合定期監査結果報告書の
提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの定期監査について、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

令和元年度

定期監査結果報告書

西脇多可行政事務組合監査委員

- 1 監査の対象
西脇多可行政事務組合
総務課、認定審査課、資源循環課、農業共済課
- 2 監査の期間 令和元年11月6日から令和2年1月9日まで
- 3 監査の期日等 令和2年1月9日
(関係職員の出席を求め、聴取等を実施した日)
西脇市役所 第2会議室(4階)
- 4 主たる監査項目
 - (1) 担当別業務及び人員配置状況
 - (2) 歳入歳出予算の執行状況
 - (3) 主要契約の執行状況
 - (4) 補助金・交付金及び負担金の交付状況
 - (5) 使用料・手数料の収納状況
 - (6) 懸案事項又は問題事項
- 5 監査の要領
監査の実施に当たっては、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等(予算執行に係るものは令和元年9月末時点)の提出を求め、監査時点までの各事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。
- 6 監査の着眼点
監査資料として提出を求めた「懸案事項又は問題事項」について、その実情及び今後の対応等の説明を求め確認した。
- 7 監査の結果
あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各課とも所管の事務事業についてはおおむね良好に処理されており、適正な予算執行がされていると認められた。
 - (1) 斎場施設等管理運営事業における火葬炉設備修繕費について内容を確認したところ、毎年休場日に火葬炉内の点検を行い、その際確認された耐火レンガの破損、設備機器の交換等の部分補修に要する経費となっていると説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

- (2) 新ごみ処理施設整備事業における生活環境影響調査業務委託料について内容を確認したところ、生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、ごみ焼却施設を建設する際に実施することが定められており、ごみ焼却施設ができることで、周辺環境にどのような影響が出るかを調査し、予測、評価を行うものである。調査の結果については、施設の設置届に添付する必要があるとの説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。
- (3) 各課の「懸案事項又は問題事項」については、総務課では斎場施設のサービスの向上、使用料改定に伴う住民への周知、介護認定審査課では申請から認定結果通知までの期間短縮、資源循環課では新ごみ処理施設基本計画の策定、農業共済課では収入保険への加入推進、1県1組合化の推進などの説明を受けた。

今後も引き続き、各課業務運営においては住民サービス向上に取り組み、効率的かつ適正な執行に努められたい。